

令和 4 年

第 2 回市議会定例会 議案第 2 号

函館市税条例等の一部を改正する条例の制定について
函館市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例等の一部を改正する条例

(函館市税条例の一部改正)

第 1 条 函館市税条例（昭和 2 5 年函館市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「交付手数料」を「交付（法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

第 2 6 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 2 7 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号）に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 2 6 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 2 7 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 2 6 条の 7 第 1 項中「特定配当等申告書」および「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に、「第 2 6 条の 6」を「前条」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る

年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第27条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第27条の3の2の見出しを「（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第27条の3の3の見出しを「（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「あつて、」の後ろに「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第33条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）または」を、「控除対象扶養親族」の後ろに「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第53条の2中「閲覧の」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の」に改める。

第53条の3中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第8条の3第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条中第17項を第22項とし、第3項から第16項までを5項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の5項を加える。

3 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。

4 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、
2分の1とする。

5 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、
2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。

7 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、
2分の1とする。

附則第22条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第23条を削る。

（函館市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 函館市税条例の一部を改正する条例（令和3年函館市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第27条の3の3第1項各号列記以外の部分の改正規定中「第27条の3の3第1項各号列記以外の部分中」の後ろに「扶養親族（」の後ろに「年齢16歳未満の者または」を加え、」を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢16歳未満の者」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第27条の3の2の見出しおよび同条第1項ならびに第27条の3の3の見出しおよび同条第1項の改正規定ならびに附則第7条の3の2第1項および第22条の改正規定ならびに附則第23条を削る改正規定ならびに第2条の規定ならびに附則第3条第1項および第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中第26条第4項および第6項の改正規定、第26条の7第1項の改正規定（「第26条の6」を「前条」に改める部分を除く。）ならびに同条第2項および第27条の2第1項ただし書の改正規定ならびに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中第15条、第53条の2および第53条の3の改正規定ならびに次条ならびに附則第4条第4項および第5項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）第15条（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第27条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項および新条例第27条の3の2第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の函館市税条例（以下「旧条例」という。）第27条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項および同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第27条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下「公的年金等」という。）について提出する新条例第27条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の函館市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第8条の3第3項から第7項までの規定は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の函館市税条例第53条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 5 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の函館市税条例第53条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定に

よる証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）
の交付について適用する。

（提案理由）

津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設等に係る固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合を定め，ならびに地方税法の一部改正に伴い，納税証明書の交付手数料に関する規定等を整備し，個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等をし，および下水道法に規定する除害施設に係る固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合を改定するため